

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第0870103082号)

1. 事業所の概要

- (1)事業の目的 介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (2)名称 居宅介護支援事業所桜川陽だまり館
平成19年10月25日指定
- (3)所在地・電話 茨城県水戸市河和田町58番地 029-257-7011
- (4)管理者 石川 敬士
- (5)運営方針 介護支援専門員は、ご利用者が要介護状態となった場合においても、心身の特性をふまえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようにご利用者の選択に基づき、全力で支援を行います。

2. 実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 水戸市、その他
- (2)営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
*但し緊急時には24時間連絡が可能な体制とします

3. 職員の体制(2024年4月1日現在)

職 種	常 勤	指定基準
1.管 理 者	1 名	1 名
2.主任介護支援専門員	1 名	1 名
3.介護支援専門員	2 名以上	2 名

4. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2)介護支援専門員の交替
- ・事業所の都合により、介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - ・利用者の都合により、選任された介護支援専門員の交替を希望する場合、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
- (3)感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
 - ・その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
- (4)虐待の防止のための措置
- 虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。
- ・虐待の防止に係る対策を検討する為の委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知します。
 - ・虐待の防止のための指針を整備します。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
 - ・前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
- 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- ・従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ・従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ・その他ハラスメント防止のために必要な措置

(6)業務継続計画（BCP）の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、定期的な委員会の開催及び必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

(7)前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めます。＊別紙参照

(8)選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案します。

(9)特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問しモニタリングを行います。なお、利用者の同意を得たうえで、サービス担当者会議において、心身の状態が安定している事、テレビ電話装置等を介して意思疎通ができること、他のサービス事業者との連携により情報を収集する事を同意した場合は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合があります。なお、その場合でも少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。

(10)身体的拘束等の適正化の推進

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ・緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、および一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。当該記録は2年間保存します。

(11)苦情の処理手順及び窓口

- ・事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者の苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 石川 敬士

電 話 029-257-7011

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～17時

○その他の苦情受付機関

- ・茨城県庁（地域ケア推進室） 029-301-1111
- ・国民健康保険団体連合会 029-301-1670
- ・茨城県社会福祉協議会 029-241-1133
- ・水戸市役所 介護保険課 029-224-1111

（苦情処理）

1 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、茨城県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

4 事業所は、利用者からの疑問、苦情について、施設苦情相談窓口（苦情解決責任者

施設長 窓口担当者 管理者、電話 029-257-7011）にて、相談を受ける。

また、当事業所の設置する第三者委員会での受付も行い、責任をもって調査、改善をする。

(12)利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費

居宅介護支援費 (Ⅰ)	取り扱い件数 45 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費 (Ⅱ)	取り扱い件数 45 件以上 60 件未満（ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置）	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費 (Ⅲ)	取り扱い件数 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

各種加算等

初回加算	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合 ③ 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合	300 単位
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	250 単位
	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	200 単位
退院・退所加算	(Ⅰ)イ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員からカンファレンス以外で情報提供 1 回	450 単位
	(Ⅰ)ロ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員からカンファレンスによる情報提供 1 回	600 単位
	(Ⅱ)イ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員からカンファレンス以外で情報提供 2 回以上	600 単位
	(Ⅱ)ロ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員から情報提供を 2 回以上(内 1 回はカンファレンス)	750 単位
	(Ⅲ) 病院・診療所等や介護保険施設等の職員から情報提供を 3 回以上(内 1 回はカンファレンス)	900 単位
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所 (Ⅰ)、(Ⅱ) 又は (Ⅲ) を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (一月につき)	125 単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合	400 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	200 単位

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

高齢者虐待防止措置 未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回の研修を実施していない、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いてない	事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定 減算	居宅介護支援等基準第十九条の二第一項に規定する基準を満たさない事実が発生した場合	その翌日（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
同一建物に居住する 利用者へのケアマネ ジメント	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者	所定単位数の 95%に減算

特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519 単位)	加算Ⅱ (421 単位)	加算Ⅲ (323 単位)	加算 A (114 単位)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤・非常勤 各 1 名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○	×	×	×
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨	居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定してる場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○